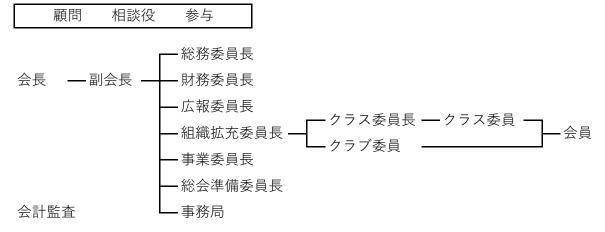
法政大学高等学校同窓会規約細則

第1条(目的)

規約細則は規約に定めのない事項を掲げ、会の運営を円滑にするためにもうける。

第2条(組織)

会の組織機構は次の通りとする。



第3条(役員の選出)

規約に定めの無い役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 顧問(元会長)、相談役(元副会長)、参与(元委員長・会計監査)は役員会の推薦により、総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- (2) 総会準備委員長・副委員長は、総会開催に当たり役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第4条(職務分掌)

規約に定めの無い職務分掌は、次の通りとする。

役員及び委員長・副会長は、次の職務を分担する。

総務 ・・・・総務に関する事項を行う。

財務 … 財務、会計に関する事項を行う。

広報 … 会報の発行及び広報に関する事項を行う。

組織拡充 … クラス委員長、クラス委員、クラブ委員との連携に関する事項を

行う。休眠会員の掘り起こしを行う。

事業 … 会員の親睦・交流を広げる。

総会準備 …総会準備に関する事項を行う。

会計 … 会計事務を行う。

事務局 … 会の事務全般を行う。

第5条(会議の名称と構成メンバー)

規約に定めの無い会議の名称と構成メンバーは、次の通りとする。

役員会 会長、副会長、委員長、副委員長、会計監査、とくに必要な時は

名誉会長も出席する。

代表委員会 クラス委員長、クラブ委員及び必要のある役員。

第6条(入会金及び年会費)

入会金 7,000円 年会費 3,000円

第7条 (規約細則の更改)

本規約細則の更改については、総会の承認を得るものとする。

付則

- 1. 本内部規約細則は昭和54年6月24日から実施する。
- 2. 規約細則と改称し、平成8年6月29日一部改正
- 3. 入会金・年会費の変更を平成17年4月10日から実施する。
- 4. 平成19年6月4日クラス委員総会において名称を一部変更。
- 5. 平成21年11月28日一部改正
- 6. 令和2年9月12日クラス委員長、クラブ委員を新設